

## 小牧市告示第141号

小牧市使用料及び手数料条例（昭和39年小牧市条例第13号）別表第2の5の表1の項に規定する市長が定める機関及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が定める告示（令和7年4月1日）を次のように改める。

令和7年12月1日

小牧市長 山下 史守朗

第1項の表中「登録住宅性能評価機関」の次に「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加える。

第2項第1号中「（令和4年経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号附則第2項又は第6項の規定によりなお従前の例によることとされる法第55条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級5又は6）」を「、7又は8」に改める。